

厚木市文化芸術振興条例 運用状況報告書

【対象年度：令和5年度】

令和6年7月

厚木市 産業文化スポーツ部 文化魅力創造課

厚木市文化芸術振興条例

本市では、自治を推進する上で最も尊重すべき条例である「厚木市自治基本条例」及び国が、平成 13 年に制定した「文化芸術振興基本法（現文化芸術基本法）」に則り、本市における文化芸術振興に関して定めた初めての計画である「厚木市文化芸術振興プラン」の実効性をより一層高めるために、厚木市文化芸術振興条例を平成 24 年 12 月 25 日に公布・施行しました。

この条例では、市、市民及び文化芸術団体の役割等を明らかにするとともに、文化芸術の振興に当たっては、共に連携し、協働して取り組むことや文化芸術の振興に関する基本的な計画の策定の義務等を規定しています。

平成 25 年 6 月には、厚木市文化芸術振興委員会を設置し、専門的で多角的な意見や提案をいただくとともに、本条例の運用状況の点検をいただいています。

平成 28 年度及び令和 2 年度に厚木市文化芸術振興委員会から提出された厚木市文化芸術振興条例の運用状況に係る意見書に基づき、本条例の運用状況について精査をし、条例は順調に運用されていると評価し、引き続き条例に基づき文化芸術の振興を図っています。

令和 3 年 3 月に策定をした「第 2 次厚木市文化芸術振興計画第 1 期基本計画」は、令和 3 年 4 月を始期とする第 10 次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」の個別計画であり、令和 8 年度までの 6 年間の計画を推進しています。また、基本理念「人・まち・自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造する」の実現を目指し、本基本計画の 4 つの基本方針と 14 の基本施策に基づき、令和 5 年度までの 3 年間に実施する具体的な事業をまとめた「第 2 次厚木市文化芸術振興計画第 1 期基本計画前期実施計画」を策定し、計画を推進しています。

この条例の目的に「人、まち及び自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造する」ことを規定しています。この条例の目的を実現するとともに条例の実効性を高めるための施策等として第 7 条から第 11 条において規定しています。

第 1 条 目的

第 2 条 基本原則

第 3 条 市の責務

第 4 条 市民による文化芸術の継承及び創造

第 5 条 文化芸術団体の役割

第 6 条 基本計画

第 7 条 文化芸術の継承等

第 8 条 市の自然等をいかした文化芸術の創造

第 9 条 創造的活動を行う者等の育成の支援

第 10 条 市民の鑑賞等の機会の充実

第 11 条 文化芸術に関する情報の収集及び発信

第 12 条 文化芸術振興委員会

第 13 条 評価等

第 14 条 委任

附則

(目的)

第1条 この条例は、厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号。）の趣旨にのっとり、文化芸術の振興に関する基本的な事項を定め、並びに市、市民及び文化芸術団体の役割等を明らかにすることにより、人、まち及び自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造し、もって心豊かな市民生活と活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本原則)

- 第2条 文化芸術の振興に当たっては、市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う市民の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術が大切に育まれ継承されるとともに、多様で特色ある文化芸術が発展するよう配慮されなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、市、市民及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）が連携し、及び協働して取り組まなければならない。

(市の責務)

- 第3条 市は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- 2 市は、文化芸術の振興に関する施策を効果的に推進するため、国及び神奈川県その他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

(市民による文化芸術の継承及び創造)

第4条 市民は、第2条に規定する基本原則の理解の下、文化芸術活動への参加を通じて、文化芸術の継承及び創造の担い手となることができる。

令和5年度厚木市文化芸術振興条例運用状況

(文化芸術団体の役割)

第5条 文化芸術団体は、自主的かつ創造的に文化芸術活動を推進するとともに、文化芸術活動に参加する市民との協働により、当該活動の充実に資するよう努めるものとする。

運用状況

文化芸術団体の文化芸術活動を推進するため、事業に対する補助金を支出することで、その活動の活性化を図りました。また、文化会館等の文化芸術拠点施設においても文化芸術の振興を図るための様々な事業が開催されました。

1 厚木市文化協会 加盟21団体

文化芸術団体の様々な活動について21団体に補助金を支出

主な実施事業：美術会会員展（厚木市美術会）、民謡の集い（厚木市民謡協会）、会誌発行事業（県央史談会）

2 厚木市音楽協会 加盟5団体

文化芸術団体の様々な活動について5団体に補助金を支出

主な実施事業：ジョイフルコンサート（厚木市民吹奏楽団）、
ウインターコンサート（厚木合唱連盟）

3 アミューあつぎ 文化芸術拠点施設

あつぎ市民交流プラザ	利用率	58.9%	利用者数	236,780人
------------	-----	-------	------	----------

あつぎアートギャラリー	利用率	67.1%	利用者数	39,239人
-------------	-----	-------	------	---------

4 公益財団法人厚木市文化振興財団

文化振興財団が行う管理運営及び文化事業に要する経費について補助金を支出

(1) 市民文化の創造及び育成に関する事業

4事業

主な実施事業：厚木シアタープロジェクト、どこでもピアノ

(2) 市民文化の普及及び振興に関する事業

12事業

主な実施事業：厚木ジャズ祭り2023、ヴァイオリン&ハープロビーコンサート、私だけのスタインウェイピアノ～大ホールでスタイ

ンウェイピアノを弾いてみよう♪～

(3) 芸術文化の鑑賞機会の提供に関する事業

9 事業

主な実施事業：若きピアニストとの出逢い、あつぎ寄席

5 文化会館 文化芸術拠点施設

大ホール	利用率	86.3%	利用者数	25,949人
小ホール	利用率	80.8%	利用者数	10,429人
展示室	利用率	38.4%	利用者数	1,570人
集会室	利用率	95.9%	利用人数	4,109人
和室	利用率	58.9%	利用者数	1,979人
会議室	利用率	90.4%	利用者数	2,339人
合計			利用者数	46,375人（前年比70%減）

※7月から改修工事のため閉館

※参考（過去5年間の利用者数）

年度	利用者数
令和4年度	153,639人
令和3年度	75,996人
令和2年度	30,237人
令和元年度	216,797人
平成30年度	255,177人

6 あつぎ郷土博物館 文化芸術拠点施設

来館者数 27,090人

(1) 展示会

特別展示1回、企画展示4回

(2) 各種講座

展示会関連講座10回、その他講座37回、出前講座26回（小学校9校含む）

(3) 基本展示室内の展示替え 1回

(基本計画)

第6条 市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、厚木市文化芸術振興委員会の意見を聴かななければならない。

運用状況

計画期間を6年間とした厚木市文化芸術振興計画第2期基本計画が令和2年度をもって満了したことから、文化芸術振興委員会や、市民を対象とした意向調査等、多角的に検討を重ね、市民意識調査・市民満足度調査（令和3年度より市民実感度調査）等の結果も踏まえながら、計画を策定し、令和3年4月から計画をスタートしました。

1 第2次厚木市文化芸術振興計画第1期基本計画

厚木市文化芸術振興委員会において策定した同計画は、第10次厚木市総合計画との整合性を図り、基本理念は、厚木市文化芸術振興計画から引き続き継承し、「人・まち・自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造する」としました。

計画期間は2021（令和3）年度からスタートし、2026（令和8）年度までの6年間とします。

2 第2次厚木市文化芸術振興計画第1期基本計画前期実施計画

厚木市文化芸術振興委員会において策定した同計画は、第2次振興計画第1期基本計画の基本理念を目指す、基本方針・基本施策に基づく事業であり、令和3年度から令和5年度までの3年間の前期実施計画に位置付けました。

前期実施計画事業には、基本施策を具現化する個別事業として、総合計画事業として、60事業、経常経費・その他事業として39事業、予算計上のない事業として13事業の計112事業を選定し、各担当課において事業を実施しました。

（文化芸術の継承等）

第7条 市は、文化芸術の継承及び発展を図るため、伝統芸能等の後継者の育成の支援その他の文化芸術が適切に保存され、又は活用されるために必要な施策を講ずるものとする。

運用状況

伝統芸能等の後継者の育成の支援や文化芸術が保存、活用されるために必要な施策を講ずるため、3課13事業を実施し、総合評価はA、達成率は約92%となりました。

主な実施事業の内容として、郷土文化を継承・保存・活用するために行われる体験講座や、特別公演の実施を始め、後継者の育成や市史の編さん等の後世に継承するための事業、文化財の保存のための補助金支出等があります。

総合評価がCとなった「7 郷土芸能事業」については、公演等の鑑賞者数が目標値に達しなかったため達成率が低くなっています。

参照対象事業一覧 P10

【事業例】 7 郷土芸能事業、18 指定文化財保存修理等補助金など

（市の自然等をいかした文化芸術の創造）

第8条 市は、特色ある文化芸術の創造を図るため、本市の豊かな自然、歴史、風土等の文化資源をいかした取組その他の必要な施策を講ずるものとする。

運用状況

文化芸術の創造を図り、豊かな自然、歴史、風土等の文化資源をいかしながら必要な施策を講ずるため、7課11事業を実施し、総合評価はA、達成率は約91%となりました。

主な実施事業の内容として、市独自の景観をいかした野外彫刻造形展、豊かな自然をいかした飯山桜まつり等において、文化的なイベントを開催し、市民が楽しみながら参加できるような事業があります。令和5年度は、コロナ前の規模や内容で実施できた事業もありますが、参加者数がコロナ以前の水準に戻っていないため、目標値に対する達成率が低い事業もありました。

参照対象事業一覧 P10

【事業例】 1 野外彫刻造形展開催事業、3 あつぎ飯山桜まつり開催事業など

（創造的活動を行う者等の育成の支援）

第9条 市は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、それを支える活動を行う者等の育成を図るための環境整備、創造的活動の成果を発表する機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

1 運用状況

文化芸術の担い手の育成や環境整備、成果の発表の機会の施策を講ずるため 11 課 39 事業を実施し、総合評価はA、達成率は約 89%となりました。

主な事業内容としては、地域での文化芸術活動を活性化するための補助金及び交付金や、地域での文化芸術の支援や成果を発表する機会の提供を行っています。

活動支援に係る補助金や交付金の支出については、計画どおりに事業の推進が図られましたが、文化芸術イベント等において来場者数等が目標値を達成しなかった事業については達成率が低くなっています。

総合評価がCとなった「31 市民芸術祭開催事業」については、文化会館改修に伴う会場変更により、来場者数を制限した結果、来場者数が目標値に達しなかったため達成率が低くなっています。「87 多文化共生交流事業」については、日本語教室参加者数は増加傾向にありますが、目標値に達しなかったため、達成率が低くなっています。

「89 生涯学習推進事業」については、出前講座の参加者数は目標値を達成していますが、学校の意向により、リカレント講座を実施しなかったため評価が低くなっています。

参照対象事業一覧 P10～11

【事業例】 32市民文化祭開催事業、109厚木青少年音楽コンクール補助金など

（市民の鑑賞等の機会の充実）

第10条 市は、市民が文化芸術を鑑賞し、又は市民自らが文化芸術活動を行うことができる機会の充実を図るため、文化芸術に関する公演、展示等の拠点の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

1 運用状況

文化芸術の鑑賞や活動の充実を図り、拠点の整備など必要な施策を講ずるため 10 課 27 事業を実施し、総合評価はA、達成率は約 88%となりました。

主な事業内容としては、文化芸術の拠点施設である厚木市文化会館、あつぎ郷土博物館等での多彩な事業の展開や、本厚木駅周辺や市内公共施設等での事業実施、SNS を利用した取組等、身近に文化芸術が親しめるよう努めています。あつぎ郷土博物館

では、展示や講座の実施、野外彫刻造形展では、出品予定となっていた作品の展示と併せ、鑑賞する市民と一緒に参加できる参加型の展示の事業実施に努めました。

総合評価がCとなった「20 市民芸術祭開催事業」については、文化会館改修に伴う会場変更により、参加対象者を絞った結果、公演参加者数が目標値に達しなかったため、低い評価となっています。

参照対象事業一覧 P11～12

【事業例】22 野外彫刻造形展開催事業、43 郷土博物館活動推進事業など

（文化芸術に関する情報の収集及び発信）

第11条 市は、文化芸術に関する情報を収集し、市民及び文化芸術団体と協働してその情報を市内外に発信することにより、文化芸術を通じた交流が促進されるよう努めるものとする。

1 運用状況

文化芸術の情報を市内外に発信し、文化芸術の交流が促進されるよう努めるため、7 課 14 事業を実施し、総合評価A、達成率は約 83%となりました。

主な事業内容としては、SNS を活用した市内外への文化芸術情報の発信や、国内外の友好都市との文化交流事業がありますが、ホームページや SNS を活用し、積極的な情報発信を図ることができました。交流事業については、事業の中止などにより、達成率が低い要因となりましたが、オンラインでの交流を行うなど、積極的な文化活動を展開しました。

参照対象事業一覧 P12

【事業例】52 魅力発信事業、91 海外学生交流事業など

（7 条～11 条の全てに関わる事業）

運用状況

第7条～第11条全てに関わる事業として3課8事業を実施し、総合評価はA、達成率は約92%となりました。

主な事業内容としては、文化芸術活動に対する補助金の支出や文化芸術関係団体と協働し、文化芸術の発表の場と鑑賞の場を提供する事業、市民講師による文化芸術講座の開催があります。一部、会場変更等により出演者数等が目標値を達成していないため達成率が低い事業もありますが、概ね計画どおり事業の推進が図られています。

参照対象事業一覧 P12

【事業例】74 あつぎミュージックフェスティバル開催事業補助金など

（文化芸術振興委員会）

第12条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市文化芸術振興委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

運用状況

厚木市文化芸術振興委員会では、令和5年度に3回の会議を開催し、文化芸術振興条例に基づき同条例の運用状況の点検のほか、厚木市文化芸術振興計画第2期基本計画の基本理念の下、3つの基本方針を目標とした様々な分野にわたる具体的な各基本施策及び個別事業について検証していただきました。

第1回は、第2次文化芸術振興計画第1期基本計画及び同前期実施計画の説明を中心に会議を開催しました。（6月30日開催）

第2回は、厚木市文化芸術振興条例の運用状況について、各委員から提出された点検意見のまとめを中心に会議を開催しました。（10月4日開催）

第3回は、第1期基本計画後期実施計画の説明及び「文化芸術座談会」をテーマに意見交換を行う会議を開催しました。（3月18日開催）

各回の文化芸術振興委員会では、毎回活発な御意見をいただきました。

（評価等）

第13条 市長は、委員会の意見を踏まえ、4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況の評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

厚木市文化芸術振興条例が、平成24年12月に制定されてから、平成28年度と令和2年度に運用状況の評価が、厚木市文化芸術振興委員会で行われました。結果は、「条例の改正は不要」と意見書をいただきました。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

厚木市文化芸術振興条例 条文別総合評価一覧

※総合評価の方法:各事業については、1年間の総合評価をA～Cで評価することとなっているが、それぞれA=3点、B=2点、C=1点と数値化し、1年間の総合評価を数値化した最大値から、80%以上の割合の場合はA、50%以上の割合の場合はB、50%未満の割合の場合はCとして、評価した。

(算出方法例)

条文7条について、総合評価Aの数が4事業、Bの数が6事業、Cの数が1事業。

A=3点、B=2点、C=1点と数値化し、それぞれの事業数を掛けると、 $(3 \times 11) + (2 \times 1) + (1 \times 1) = 36$ 点となる。

全ての事業がAの評価だった場合の最大数値は、 $3 \times 13 = 39$ 点となり、 $36 \div 39 = 92.31\%$ と導き出せるため、Aの割合が80%以上となり、総合評価をAと算出できる。

条文	事業番号	実施計画		事業の 総合評価	条文ごとの総合評価	
		事業名・取組名	担当課		総合評価	達成率
7条 (文化芸術の継承等)	6	教育資料提供事業	教育研究所	A	A	92.31%
	7	郷土芸能事業	文化財保護課	C		
	8	郷土博物館活動推進事業	文化財保護課	A		
	9	郷土博物館特別展示事業	文化財保護課	A		
	10	市史編さん事業	文化財保護課	B		
	11	古民家岸邸運営事業	文化財保護課	A		
	12	小学校学校給食事業	学校給食課	A		
	13	中学校学校給食事業	学校給食課	A		
	14	埋蔵文化財事業	文化財保護課	A		
	15	郷土芸能振興支援事業交付金	文化財保護課	A		
	16	郷土芸能伝承補助金	文化財保護課	A		
	17	市指定文化財保存管理奨励交付金	文化財保護課	A		
	18	指定文化財保存修理等補助金	文化財保護課	A		
8条 (市の自然等をいかした文化芸術の創造)	1	野外彫刻造形展開催事業	文化生涯学習課	A	A	90.91%
	2	あつぎ鮎まつり開催事業	観光振興課	A		
	3	あつぎ飯山桜まつり開催事業	観光振興課	B		
	4	緑のまつり開催事業	公園緑地課	A		
	5	七沢自然ふれあいセンター維持管理事業	文化生涯学習課	B		
	98	【再】地下道活性化事業	企画政策課	A		
	99	【再】野外彫刻造形展開催事業	文化生涯学習課	A		
	100	里地里山保全等促進事業	環境政策課	B		
	101	マナーアップ推進事業	生活環境課	A		
	102	【再】古民家岸邸運営事業	文化財保護課	A		
	103	【再】絵画の掲示	文化生涯学習課	A		
9条 (創造的活動を行う者等の育成の支援)	30	あつぎミュージックフェスティバル開催事業補助金	文化生涯学習課	A		
	31	【再】市民芸術祭開催事業	文化生涯学習課	C		
	32	【再】市民文化祭開催事業	文化生涯学習課	B		
	33	【再】野外彫刻造形展開催事業	文化生涯学習課	A		
	34	文化芸術発信強化事業	文化生涯学習課	A		
	35	電子図書館事業	中央図書館	B		
	36	市民交流プラザ運営事業	文化生涯学習課	B		
	37	ブックスタート事業	中央図書館	B		
	38	子ども読書活動推進事業	中央図書館	B		
	39	こどもアート展事業	教育指導課	A		
	40	【再】どこでも文化芸術事業	文化生涯学習課	A		
	58	【再】市民活動サポート推進事業	市民協働推進課	B		
	59	地域づくり推進事業補助金	市民協働推進課	A		

厚木市文化芸術振興条例 条文別総合評価一覧

※総合評価の方法:各事業については、1年間の総合評価をA～Cで評価することとなっているが、それぞれA=3点、B=2点、C=1点と数値化し、1年間の総合評価を数値化した最大値から、80%以上の割合の場合はA、50%以上の割合の場合はB、50%未満の割合の場合はCとして、評価した。

(算出方法例)

条文7条について、総合評価Aの数が4事業、Bの数が6事業、Cの数が1事業。

A=3点、B=2点、C=1点と数値化し、それぞれの事業数を掛けると、 $(3 \times 11) + (2 \times 1) + (1 \times 1) = 36$ 点となる。

全ての事業がAの評価だった場合の最大数値は、 $3 \times 13 = 39$ 点となり、 $36 \div 39 = 92.31\%$ と導き出せるため、Aの割合が80%以上となり、総合評価をAと算出できる。

条文	事業番号	実施計画		事業の 総合評価	条文ごとの総合評価	
		事業名・取組名	担当課		総合評価	達成率
9条 (創造的活 動を行う 者等の育 成の育 成の支 援)	60	音楽協会事業補助金	文化生涯学習課	A	A	88.89%
	61	文化協会事業補助金	文化生涯学習課	A		
	62	文化振興財団補助金	文化生涯学習課	A		
	63	【再】文化推進事業補助金	文化生涯学習課	A		
	64	関東・全国大会等派遣費補助金	教育指導課	A		
	65	部活動指導協力者配置事業	教育指導課	A		
	66	部活動振興交付金	教育指導課	A		
	67	厚木ユネスコ協会育成補助金	社会教育課	A		
	68	【再】市指定文化財保存管理奨励交付金	文化財保護課	A		
	69	指定無形民俗文化財育成補助金	文化財保護課	A		
	70	厚木市後援等名義使用承認事業	秘書課	A		
	71	厚木市教育委員会の共催及び後援の承認事業	教育総務課	A		
	86	地区地域福祉推進委員会交付金	地域包括ケア推進課	A		
	87	多文化共生交流事業	市民協働推進課	C		
	88	【再】輝き厚木塾開設事業	文化生涯学習課	A		
	89	生涯学習推進事業	文化生涯学習課	C		
	90	公民館活動事業	社会教育課	A		
	104	【再】市民文化祭開催事業	文化生涯学習課	A		
	105	和田傳文学基金事業	教育指導課	A		
	106	地域子ども教室運営事業交付金	社会教育課	A		
	107	【再】あつぎミュージックフェスティバル開催事業補助金	文化生涯学習課	A		
	108	【再】市民芸術祭開催事業	文化生涯学習課	B		
10条 (市民の鑑 賞等の機 会の充 実)	109	厚木青少年音楽コンクール補助金	文化生涯学習課	A		
	110	【再】文化推進事業補助金	文化生涯学習課	A		
	111	【再】こどもアート展事業	教育指導課	A		
	112	【再】どこでも文化芸術事業	文化生涯学習課	A		
	19	市民活動サポート推進事業	市民協働推進課	B		
	20	市民芸術祭開催事業	文化生涯学習課	C		
	21	市民文化祭開催事業	文化生涯学習課	B		
	22	【再】野外彫刻造形展開催事業	文化生涯学習課	A		
	23	技能職団体連絡協議会補助金	産業振興課	B		
	24	表彰事業	秘書課	A		
	25	教育委員会表彰事業	教育総務課	A		
	26	文化推進事業補助金	文化生涯学習課	A		
	27	あつぎ文化芸術・生涯学習発信チャンネル	文化生涯学習課	A		
	28	どこでも文化芸術事業	文化生涯学習課	A		
	29	あゆコロちゃんFacebook	観光振興課	A		
	41	地下道活性化事業	企画政策課	A		
	42	文化会館リニューアル事業	文化生涯学習課	A		

厚木市文化芸術振興条例 条文別総合評価一覧

※総合評価の方法:各事業については、1年間の総合評価をA～Cで評価することとなっているが、それぞれA=3点、B=2点、C=1点と数値化し、1年間の総合評価を数値化した最大値から、80%以上の割合の場合はA、50%以上の割合の場合はB、50%未満の割合の場合はCとして、評価した。

(算出方法例)

条文7条について、総合評価Aの数が4事業、Bの数が6事業、Cの数が1事業。

A=3点、B=2点、C=1点と数値化し、それぞれの事業数を掛けると、 $(3 \times 11) + (2 \times 1) + (1 \times 1) = 36$ 点となる。

全ての事業がAの評価だった場合の最大数値は、 $3 \times 13 = 39$ 点となり、 $36 \div 39 = 92.31\%$ と導き出せるため、Aの割合が80%以上となり、総合評価をAと算出できる。

条文	事業番号	実施計画		事業の 総合評価	条文ごとの総合評価	
		事業名・取組名	担当課		総合評価	達成率
	43	【再】郷土博物館活動推進事業	文化財保護課	A	A	87.65%
	44	【再】郷土博物館特別展示事業	文化財保護課	A		

厚木市文化芸術振興条例 条文別総合評価一覧

※総合評価の方法:各事業については、1年間の総合評価をA～Cで評価することとなっているが、それぞれA=3点、B=2点、C=1点と数値化し、1年間の総合評価を数値化した最大値から、80%以上の割合の場合はA、50%以上の割合の場合はB、50%未満の割合の場合はCとして、評価した。

(算出方法例)

条文7条について、総合評価Aの数が4事業、Bの数が6事業、Cの数が1事業。

A=3点、B=2点、C=1点と数値化し、それぞれの事業数を掛けると、 $(3 \times 11) + (2 \times 1) + (1 \times 1) = 36$ 点となる。

全ての事業がAの評価だった場合の最大数値は、 $3 \times 13 = 39$ 点となり、 $36 \div 39 = 92.31\%$ と導き出せるため、Aの割合が80%以上となり、総合評価をAと算出できる。

条文	事業番号	実施計画		事業の総合評価	条文ごとの総合評価	
		事業名・取組名	担当課		総合評価	達成率
10条 (市民の鑑賞等の機会の充実)	45	図書館整備事業	中央図書館	A		
	46	学習支援センター運営事業	文化生涯学習課	B		
	47	【再】市民交流プラザ運営事業	文化生涯学習課	B		
	48	【再】七沢自然ふれあいセンター維持管理事業	文化生涯学習課	B		
	49	絵画の掲示	文化生涯学習課	A		
	50	【再掲】どこでも文化芸術事業	文化生涯学習課	A		
	80	にぎわい爆発あつぎ国際大道芸開催事業	商業にぎわい課	A		
	81	にぎわいまちの魅力創造事業	商業にぎわい課	A		
	82	まちなか活性化事業補助金	商業にぎわい課	A		
	83	【再】あつぎ鮎まつり開催事業	観光振興課	A		
	84	【再】あつぎ飯山桜まつり開催事業	観光振興課	B		
	85	食ブランド推進事業	観光振興課	B		
11条 (文化芸術に関する情報の収集及び発信)	51	映像メディア活用事業	広報課	B	A	83.33%
	52	魅力発信事業	広報課	A		
	53	広報事業	広報課	A		
	54	デジタルサイネージ維持管理事業	広報課	A		
	55	地域情報化推進事業	情報政策課	A		
	56	【再】あつぎ文化芸術・生涯学習発信チャンネル	文化生涯学習課	A		
	57	【再】あゆこロちゃんFacebook	観光振興課	A		
	91	海外学生交流事業	企画政策課	B		
	92	海外友好都市受入派遣事業	企画政策課	B		
	93	国際交流事業補助金	企画政策課	B		
	94	国内友好都市受入派遣事業	企画政策課	A		
	95	国内友好都市交流事業補助金	企画政策課	B		
	96	青少年自然文化体験研修事業	青少年課	A		
	97	【再】多文化共生交流事業	市民協働推進課	C		
7～11条 の全てに関わる事業	72	市民活動推進補助金	市民協働推進課	A	A	91.67%
	73	市民協働推進事業	市民協働推進課	B		
	74	【再】あつぎミュージックフェスティバル開催事業補助金	文化生涯学習課	A		
	75	輝き厚木塾開設事業	文化生涯学習課	A		
	76	【再】市民芸術祭開催事業	文化生涯学習課	A		
	77	【再】市民文化祭開催事業	文化生涯学習課	B		
	78	【再】野外彫刻造形展開催事業	文化生涯学習課	A		
	79	花の里創出事業	観光振興課	A		